

平成18年6月26日（月曜日）

---

議事日程第5号

平成18年6月26日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第147号 大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 議案第153号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について  
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 議案第169号 大仙市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 議案第152号 大仙市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 報告第 9号 専決処分報告について（平成18年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第1号））  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第146号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第150号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第151号 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第155号 工事請負契約の締結について  
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 0 議案第 1 4 8 号 大仙市大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業の施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 1 議案第 1 4 9 号 大仙市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 議案第 1 5 4 号 大仙市土地開発公社定款の一部変更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 5 6 号 工事委託に関する協定の締結について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 1 5 7 号 財産の処分について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 1 5 8 号 平成 1 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 1 5 9 号 平成 1 8 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 1 6 0 号 平成 1 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 1 7 0 号 工事請負契約の締結について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 1 6 1 号 平成 1 8 年度大仙市一般会計補正予算 (第 2 号) (各委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 1 6 2 号 平成 1 8 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 1 6 4 号 平成 1 8 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号) (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 1 6 3 号 平成 1 8 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 1 6 5 号 平成 1 8 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号) (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 4 議案第 1 6 6 号 平成 1 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 5 議案第 1 6 7 号 平成 1 8 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 6 議案第 1 6 8 号 平成 1 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 7 請願第 3 号 旧四ツ屋堰改修に関することについて  
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 8 請願第 4 号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を  
求めることについて  
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 9 陳情第 2 6 号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させること  
について  
（総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 0 陳情第 2 7 号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求めること  
について  
（総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 1 陳情第 2 2 号 用水路 U 字溝の嵩上げについて  
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 2 陳情第 2 3 号 違法伐採問題への対応強化を求めることについて  
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 3 陳情第 2 4 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及  
び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等  
に関する法律」の改正を求めることについて  
（企画産業委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 4 陳情第 2 1 号 「市町村合併の特例に関する法律」に対すること  
について  
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 5 陳情第 2 5 号 最低保障年金制度の創設を求めること  
について  
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 6 陳情第 1 8 号 道路改良並びに舗装に関すること  
について  
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）

- 第 37 意見書案第 16 号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSE の万全な対策を求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第 38 意見書案第 17 号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第 39 意見書案第 18 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第 40 意見書案第 19 号 最低保障年金制度の創設を求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第 41 意見書案第 20 号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書 (質疑・討論・表決)
- 第 42 意見書案第 21 号 「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書 (表決)
- 第 43 意見書案第 22 号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書 (表決)
- 第 44 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査について
- 第 45 議案第 171 号 教育委員会委員の任命について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 46 議案第 172 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて (説明・質疑・討論・表決)
- 第 47 議案第 173 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて (説明・質疑・討論・表決)

#### 追 加 日 程

- 第 1 大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の設置について
- 第 2 大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会委員の選任
- 第 3 大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会の設置について
- 第 4 大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会委員の選任
- 第 5 大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会委員長及び副委員長の選任

第 6 大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会委員長及び副委員長の選任

---

出席議員（30人）

1 番 橋 本 五 郎	2 番 佐 藤 文 子	3 番 小 山 誠 治
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千 恵 子
7 番 佐 藤 孝 次	8 番 金 谷 道 男	9 番 石 塚 柏
10 番 千 葉 健	11 番 渡 邊 秀 俊	12 番 佐 藤 芳 雄
13 番 高 橋 敏 英	14 番 竹 原 弘 治	15 番 橋 村 誠
16 番 武 田 隆	17 番 齊 藤 博 幸	18 番 菊 池 幸 悦
19 番 大 坂 義 徳	20 番 大 山 利 吉	21 番 門 脇 一 男
22 番 本 間 輝 男	23 番 児 玉 裕 一	24 番 高 橋 幸 晴
25 番 佐々木 洋 一	26 番 大 野 忠 夫	27 番 佐々木 昌 志
28 番 北 村 稔	29 番 鎌 田 正	30 番 藤 田 君 雄

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	助 役	久 米 正 雄
教 育 長	三 浦 憲 一	代 表 監 査 委 員	田 牧 貞 夫
総 務 部 長	老 松 博 行	企 画 部 長	佐々木 正 広
市民生活部長	高 橋 源 一	健 康 福 祉 部 長 次 長	藤 肥 康 弘
農 林 商 工 部 長	金 正 行	建 設 部 長	柴 田 勝 三
病 院 事 務 長	高 橋 大 樹	水 道 局 長	田 口 良 邦
国 体 準 備 事 務 局 長	中 嶋 喜 代 博	教 育 次 長	相 馬 義 雄
教 育 次 長	佐 藤 康 裕	総 務 課 長	元 吉 峯 夫

---

議会事務局職員出席者

局 長	田 口 誠 一	副 参 事	高 橋 薫
副 主 幹	伊 藤 雅 裕	副 主 幹	加 藤 博 勝
主 任	菅 原 直 久		

---

午前10時00分 開 議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

---

○議長（橋本五郎君） 日程第1、議案第147号から日程第3、議案第169号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 おはようございます。

ご報告を申し上げます。

本会議第4日目に当委員会に審査付託となりました事件について、去る6月21日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果について、順次ご報告を申し上げます。

はじめに、議案第147号「大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑等もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第153号「秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、当局からの議案内容の説明に対し、それを了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第169号「大仙市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、議員研修の場を増やす、また、職員一人一人の責任を持って業務に臨んでほしいなどの強い意見がございました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

すみません。読み違いがありましたので訂正をいたします。

議案第169号の「職員研修の場を増やすこと」を「議員研修」と読み違えましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第147号及び議案第169号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第153号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第4、議案第152号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君） 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会本会議第4日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る6月21日委員会を開催し審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

議案第152号「大仙市公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」につきましては、当局からの説明の後、質疑において、指定管理

者制度の委託先についてどのように考えているのか、との質問に対し、施設の利用料で賄いきれない施設については、指定管理料は必要になってくると思われるので、この後、公募する前に経営内容等を分析して検討し定めていくことと考えていると答弁がありました。

また、指定管理者を公募しても引き受け手がない場合はどうするのか、との質問に対し、条例の規定で「行わせることができる」となっているので、公募して民間が現れない場合には直営で継続していくこととなる、と答弁がありました。

ほかに2、3の質疑等もありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第152号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第5、報告第9号から日程第9、議案第155号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 今期定例会本会議第4日に当常任委員会に審査付託となりました事件につき、去る21日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

報告第9号の「平成18年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第1号）」に関する専決処分報告につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑、討論もなく、

採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第146号「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明後、質疑において、1世帯当たりの賦課額が限度額の53万円を超える世帯数について、また、0.5%の税率引き上げでも1人当たり、あるいは1世帯当たりの税負担増加分が少額となると示されているが、その算定根拠について等の質問があり、当局からは、現段階の試算では、超過世帯数は365世帯となっている。また、賦課額は、53万円を超える部分や法定減免等を受ける世帯の部分も含めて、総世帯数、あるいは総被保険者数で割り出した数字であるとの答弁がありました。

その他、2、3の質疑の後、討論において、今回の0.5%の税率引き上げによって1世帯平均で1万1千円以上、1人当たりでは3,500円以上負担が増えることになる。国保の財政運営にあたっては、基金の取り崩し等で十分対応できる内容であり、本案には賛成できないとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第150号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第151号「大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案につきましては、当局からの改正内容の説明後、質疑において、統合小学校建設にあたり、現場の教職員や地域住民の要望をどのくらい考慮した設計になっているのかとの質問に対し、当局からは、合併前の旧協和町時代に地域の方々による検討委員会が組織され、その中で計画された経緯がある。これまでも小学校長との検討会等が行われており、また、今後は地域協議会の方々やPTA、小中学校の先生方、地域の市議会議員など50人近い方々との説明会を行う計画もある。これまでの要望は十分取り入れた設計となっていると思うが、この後も会議を重ね、内容を煮詰めながら完成させたい、との答弁がありました。

また、児童の登下校への対応についての質問に対しましては、中学校では、羽後交通と協定を結び、学校の時間に配慮したダイヤを組んでいただき、路線バスで通学している。統合小学校の場合も同様に路線バスによる通学を考えているが、地域の要望としては、低学年だけでもスクールバスを用意してもらいたいという声はあるが、各地域からのバスを用意するとなると7,8,000万円の経費がかかる事になるため、低学年に

については、場合によっては保護者を同乗させるなどして対応していきたいとの答弁がありました。

その他、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第155号「工事請負契約の締結」につきましては、当局からの内容説明後、質疑において、施設の大規模改修ということだが、新築した場合の金額との差はどれくらいになるかとの質問に対し、今回の改修の規模であれば、新築した場合よりも1億円から2億円程度安くなっているとの答弁がありました。

この他、宿泊の際の食事は外食ということだが、業者選定の方法の質問に対しましては、今の段階では、施設利用者の希望を聞いて、取り次ぐ形になるのではないかとの答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議題となっております案件中、報告第9号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第146号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第150号及び議案第151号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第155号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第10、議案第148号から日程第18、議案第170号までの9件を一括して議題といたします。

本9件に対し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会本会議第4日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る6月20日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

議案第148号「大仙市大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業の施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの条例制定の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第149号「大仙市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの条例制定の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

議案第154号「大仙市土地開発公社定款の一部変更について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第156号「工事委託に関する協定の締結について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第157号「財産の処分について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第158号「平成18年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について」、議案第159号「平成18年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について」及び議案第160号「平成18年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第170号「工事請負契約の締結について」につきましては、当局からの内容説明に対し、予定価格に比較して入札価格が60.46%と低入札調査基準価格を大きく下回ったが、安全性・信頼性及びメンテナンス等に心配はないのか、との質疑があり、これに対し当局からは、落札者について10の調査項目と結果の概要説明があり、総合意見では、2次製品が大半であり、労務費の内訳は適正であるので契約の内容に適合した履行が可能であるとの答弁でありました。

その他、2、3の質問もありましたが、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第148号、議案第149号、議案第154号及び議案第158号から議案第160号までの6件を一括して採決いたします。本6件に対する委員長報告は原案可決であります。本6件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本6件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第156号、議案第157号及び議案第170号の3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は同意であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本3件は同意することに決しました。

---

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第19、議案第161号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

はじめに総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長(藤田君雄君) 【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第161号「平成18年度大仙市一般会計補正予算(第2号)」について、当委員会に審査付託となりました所管する歳入歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、交付税について前年と比較しての増減や今後の見通し、経常収支比率の見込みなどの質疑や歳入を増やす施策を講ずるべきなどの意見等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第161号「平成18年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、当委員会に審査付託になりました所管の歳入歳出について、当局からの説明の後、質疑において、2款総務費61事業の町内集落会館建設費等補助金の内、浄化槽設置に関する補助金について、既に供用開始ができる段階において会館等につなぎたいといった場合も補助率3分の2という考え方でよいのかとの質疑に対し、集落会館等の補助金の要綱の中に、既に公共下水道が開始されている地域及び農業集落排水事業の区域内における浄化槽の設置については、その補助を適用しないとあるので、補助金の適用はないという答弁がありました。

また今後、農集排のこのエリア内であれば本管が入って会館等につなぎたいといった工事費についても補助はないのかとの質疑に対し、当局より、この場合は会館の維持補修となり、衛生設備、給排水等電気も含めて補修という扱いで3分の1の補助の適用になるとの答弁がありました。

労働費5款62事業の大仙市雇用助成金は、結果的に当初予算の倍になったが、この制度の周知についてバランス良く周知してきたか、また、助成金の対象者は正社員だけか、あるいは臨時社員でもいいのか、申請は1年間の実績をみてから助成金を交付するのかとの質疑に対し、当局より、周知方法については、4人以上の従業員を有する製造業の方々のほかに商工会の方をお願いして、商業の方々等全地域に周知する方法をとってきました。また、雇用助成金の対象者は、常用雇用に準じれば臨時社員・パート社員も対象となる。助成金の交付手続きは、1年を経過して、雇用証明等を添付していただいて、2カ月以内に申請していただいているとの答弁がありました。

委員より、この事業は雇用される方が安定な生活をされるために良い事業だと思っていたが、パート・臨時社員でも良いようなことなので、もう少し恒久的な雇用対策であるべきだと思うとの意見がありました。

これに対し当局から、旧大曲で作った雇用助成金制度を今後どのような形で継続していくのか、どういう手法で雇用の増大に連動させていくのかあるわけで、この制度の最終年度が19年の3月までとなっているため、この助成金の金額、対象の範囲も含め、年度内には方向性を出したいと考えているとの答弁がありました。

ほかに、嶽の湯の関係経費の負担率について、情報システムの委託について、無人への薬剤散布についての質疑等がありました。

討論はなく、採決の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

- 議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長 21 番門脇一男君。はい、21 番。

- 教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第161号「平成18年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、当局から補正内容の説明後、質疑において、フッ素洗口による人体への影響等の問題についての質問があり、当局からは、県の歯科医師会では安全だと主張している。市も同様の主張をしており、健康大仙21計画の中にも組み込まれているものである。現在、幼稚園で実施しているが、このまま幼稚園で終わらせず、小学校でも継続して実施していきたいと考えている。今年度は先進地視察を行い、具体的な方策等について詰めていきたいとの答弁がありました。

また、保育園の統廃合の計画についての質問があり、幼稚園との関連もあるため、教育委員会と連携をとりながら進めていきたい。また、園舎の改修・改築等についても大曲保育会や公立の各保育園と十分協議しながら対応していきたいとの答弁がありました。

そのほか2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

- 議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 10 番千葉健君。はい、10 番。

- 建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第161号「平成18年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の内容説

明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

- 議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第161号を原案について採決いたします。本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（橋本五郎君） 次に、日程第20、議案第162号及び日程第21、議案第164号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

- 教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第162号「平成18年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、2、3質疑の後、討論において、この補正予算は国民健康保険税の所得割税率を引き上げる国保税条例の改正に伴うものであり賛成はできないとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第164号「平成18年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において、調理の際の排水の処理方法についての質問があり、当局からは、給食センターに隣接する排水処理槽を通じて、インターに通ずる道路の側溝に放流する形になる。放流水の汚れは20p

p mであるので、我々が通常生活し、調理等をする際に出される排水に比べ、相当数きれいな水が放流されるものである。なお、1日の処理能力は80トン程度と考えているとの答弁がありました。

また、学校給食センターの建設に関する指名競争入札において、落札した業者の下請け等を他の指名業者ができるものなのかという質問に対しては、相指名業者の下請けについては談合等につながる行為であることから、慎むよう指導している。また、この行為によるペナルティ的なものは今のところはないとの答弁がありました。

そのほか2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第162号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第164号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第22、議案第163号から日程第26、議案第168号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第163号「平成18年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第165号「平成18年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第166号「平成18年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第167号「平成18年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」及び議案第168号「平成18年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第163号及び議案第165号から議案第168号までの5件を一括して採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。本5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本5件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第27、請願第3号及び日程第28、請願第4号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

請願第3号「旧四ツ屋堰改修に関する事」につきましては、当局から意見を求めた

後、休憩し、現地を視察いたしました。

視察後、会議を再開し、慎重審査した結果、請願者の願意を妥当と認め、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求めること」につきましては、慎重審査の結果、請願者の願意を妥当と認め、関係行政府に意見書を提出することとし、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号及び請願第3号を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本2件は採択することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第29、陳情第26号及び日程第30、陳情第27号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告申し上げます。

本会議第4日に当委員会に付託されました陳情2件、審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

はじめに、陳情第26号「地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させることについて」は、審査において、地方財政が厳しい状況下、その願意は妥当であるので採

択すべきとの意見があり、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決した次第でございます。

次に、陳情第27号「住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求めることについて」は、審査において、要望事項に国の出先機関の統廃合や地方公務員の配置基準の一律見直しを行わずという文言があり、これに対して委員から、国が率先して組織の統廃合を行うべきとの意見があり、採決の結果、採択に賛成者はなく、出席委員の一致をもって、本件は不採択とすべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第26号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第27号を採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立少数であります。よって、本件は不採択することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第31、陳情第22号から日程第33、陳情第24号の3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

陳情第22号「用水路U字溝の嵩上げについて」は、当局より意見を求めた後、休憩し、現地を視察いたしました。

視察後、会議を再開し、その中で委員より、請願された方々がどういう事集として受け止めているのか、受益者負担をどう受け止めているのか、生活用水の利用についてもあるとすれば検討を要するのではないのか、旧中仙町時代に片側を工事してきた継続事業のように感じるし、住民も引き続きやってもらえると思っていたのではないか、など意見が出されましたが、委員会としては、陳情者の願意を妥当と認め、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第23号「違法伐採問題への対応強化を求めることについて」及び陳情第24号「出資法の上限金利の引き下げ等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取結りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求めることについて」の2件につきましては、慎重審査の結果、陳情者の願意を妥当と認め、関係行政府に意見書を提出することとし、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより陳情第22号から陳情第24号の3件について一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は採択であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本3件は採択することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第34、陳情第21号及び日程第35、陳情第25号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

当委員会に審査付託となりました陳情第21号「市町村合併の特例に関する法律に対することについて」につきましては、市町村合併に伴い、一般廃棄物処理区域の変更等が想定されるため、収集運搬業務の停滞や地域住民の混乱等のないよう、生活環境の保全並びに既存の一般廃棄物処理業者の生活権を確保していただきたいとの趣旨であります。

審査の結果、陳情事項については、既に市で取り組んでいるものや今後実施予定の項目であり、その願意を妥当とし、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第25号「最低保障年金制度の創設を求めることについて」につきましては、国の年金改革や保険料納付率低下により、今後無年金者や低年金者の増加が見込まれるため、無拠出で受給要件を一定年齢の到達とする「最低保障年金制度」の創設を求める意見書を提出していただきたいとの趣旨であります。

審査において、陳情の趣旨は理解できるが、財源の問題については今後、協議・調整していく必要があるのではないかと意見等がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより陳情第21号及び陳情第25号の2件について一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本2件は採択することに決しました。

---

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第36、陳情第18号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長(千葉 健君) 【登壇】 ご報告いたします。

当委員会に付託されておりました閉会中の継続審査となっておりました陳情第18号「道路改良並びに舗装に関することについて」につきましては、市道長戸呂9号線を早期に道路改良並びに舗装工事を実施していただきたいという趣旨であります。

審査において、大曲新屋敷地区と中仙長戸呂地区の旧市町村境をまたぐ道路のため、長年実現しない状態のようではありますが、生活道路、通学道路でもあり、また、合併したことにより旧市町村の垣根が取り払われたこともあるので採択すべきとの意見があり、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより陳情第18号について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

た。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第37、意見書案第16号から日程第39、意見書案第18号までの3件を一括して議題といたします。

本3件は、29番鎌田正君ほか6名から提出されております。よって、本3件は会議規則第14条に規定する要件を満たしております。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第16号から意見書案第18号の3件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、意見書案第16号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第16号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいま議題となっております案件中、意見書案第17号について採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第17号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております案件中、意見書案第18号について採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第18号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

---

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第40、意見書案第19号を議題といたします。

本件は、21番門脇一男君ほか6名から提出されております。よって、本件は会議規則第14条に規定する要件を満たしております。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第19号については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説

明及び委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより、意見書案第19号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第19号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

---

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第41、意見書案第20号を議題といたします。

本件は、30番藤田君雄君ほか6名から提出されております。よって、本件は会議規則第14条に規定する要件を満たしております。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第20号については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第20号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第20号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第42、意見書案第21号及び日程第43、意見書案第22号の2件を一括して議題といたします。

本2件は、全議員の提案であります。提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに討論を行わず、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本2件は直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本2件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの意見書案第21号及び第22号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第４４、閉会中の各委員会の所管事項の調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元に配付のとおり、会議規則第９７条の規定により、所管事務の調査についての調査が終了するまで継続して調査をいたしたいとの申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会の所管事項の調査は、閉会中の所管事務調査とすることに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第４５、議案第１７１号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第１７１号、教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本案は、当市教育委員会委員５名のうち、三浦憲一氏の任期が来たる６月３０日をもって満了となりますが、議案記載のとおり同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第１７１号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付

託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第171号を採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

---

○議長(橋本五郎君) 日程第46、議案第172号及び日程第47、議案第173号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長(栗林次美君) 【登壇】 議案第172号及び議案第173号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本2件につきましては、当市人権擁護委員28名のうち、南外地域の高橋弘毅氏の任期が来たる9月30日をもって満了すること、また、神岡地域の伊藤文雄氏が去る3月31日をもって辞任なされたことから、その後任候補者について先般、秋田地方法務局から推薦依頼がありましたので、それぞれ議案記載のとおり高橋氏については再推薦とし、伊藤氏の後任には小林綾子氏を新たに推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(橋本五郎君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第172号及び議案第173号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第172号を採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第173号を採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） お諮りいたします。大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の設置の件、同特別委員会委員の選任の件、同特別委員会委員長、副委員長の件、大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会の設置の件、同特別委員会委員の選任の件及び同特別委員会委員長、副委員長選任の件の6件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の設置の件、同特別委員会委員の選任の件、同特別委員会委員長、副委員長の選任の件、大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会の設置の件、同特別委員会委員の選任の件及び同特別委員会委員長、副委員長選任の件の6件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議事運営の都合により、暫時休憩いたします。午後1時まで休憩いたします。

午前11時18分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（橋本五郎君） 追加日程第1、大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。大仙市第三セクター等の経営改革についての調査のため、大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会を設置いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会を設置することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 追加日程第2、大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会につきましては、8人の委員をもって構成し、調査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会につきましては、8人の委員をもって構成し、調査することに決しました。

お諮りいたします。大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、8番金谷道男君、9番石塚柏君、10番千葉健君、14番竹原弘治君、17番齊藤博幸君、22番本間輝男君、28番北村稔君、29番鎌田正君、以上の8人を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会委員に選任することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 追加日程第3、大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会設置の件

を議題といたします。

お諮りいたします。大仙市介護老人施設及び保育所等の法人化についての調査のため、大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会を設置いたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 異議がありますので、起立により採決いたします。大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会の設置に賛成の諸君の起立を求めます。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 起立多数であります。よって、大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会の設置は可決されました。

---

○議長(橋本五郎君) 追加日程第4、大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会につきましては、8人の委員をもって構成し、調査することにいたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会につきましては、8人の委員をもって構成し、調査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、5番藤井春雄君、11番渡邊秀俊君、12番佐藤芳雄君、16番武田隆君、20番大山利吉君、21番門脇一男君、26番大野忠夫君、30番藤田君雄君、以上の8人を指名いたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会委員に選任することに決しました。

---

○議長(橋本五郎君) この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選任をお願いいたし

ます。委員長の選出が終了するまでの進行役は、その特別委員会における年長の委員が務めることとなります。

なお、委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、本会議において選任することとなりますので申し添えます。

それでは、指定の会議室にお集まりの上、各特別委員会の開催をお願いいたします。

午後 1時16分 休 憩

.....  
午後 1時33分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（橋本五郎君） 追加日程第5、大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会委員長、副委員長の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。委員長、副委員長の選任については、議長において指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の委員長に28番北村稔君、同副委員長に17番齊藤博幸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました両君を、委員長、副委員長に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました両君を大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の委員長、副委員長に選任することに決しました。

---

○議長（橋本五郎君） 追加日程第6、大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会委員長、副委員長の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。委員長、副委員長の選任については、議長において指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会の委員長に26番大野忠夫君、同副委員長に20番大山利吉君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました両君を、委員長、副委員長に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました両君を大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会の委員長、副委員長に選任することに決しました。

なお、特別委員会は、閉会中に調査を行っていただくことにし、必要に応じ、調査のため委員派遣があり得ることもございますので、認めることにいたします。

---

○議長(橋本五郎君) 助役から発言の申し出がありますので、これを許します。久米助役。

○助役(久米正雄君) 【登壇】 午前中の本会議の際の議案第164号、平成18年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)にかかわる委員会審査におきまして、学校給食センターの建設に関する相指名業者の下請けについてのご質問に対し、当局側が「談合等につながる行為であることから慎むよう指導している」という答弁を申し上げましたが、誤解を招く恐れのある表現でありましたので、改めましてこの文言を「談合等につながる恐れのある行為であることから、禁止とする旨の指導をしている」と訂正させていただくとともに、お詫びを申し上げ、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

---

○議長(橋本五郎君) 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成18年第2回大仙市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

午後 1時37分 閉 会